



## 桂坂センターE地区でのドラッグストア・ コンビニ出店計画の状況について

～9月から造成工事が始まります～

本年3月11日発行の当広報紙「桂坂」(179号)で、桂坂センターE地区(ロータリーの北東に隣接する空き地)にドラッグストア(ユタカファーマシー)とコンビニエンスストア(ファミリーマート)の出店計画があることをお知らせいたしました。その後、桂坂学区自治連合会(以下「自治連」という)として、自治連の各自治会長、各種団体長、本部常任役員等が出席する会議における事業者の説明会、自治連三役会メンバー(会長、副会長、会計、事務局長、広報委員長)と自治連内の関係各種団体長による事業者を交えての会合等をもってまいりました。

事業者を交えての1回目の会合においては、地元側は、自治連三役会メンバー、桂坂交通安全推進会、桂坂防犯推進委員会、西京少年補導委員会桂坂支部、桂坂景観まちづくり協議会が参加し、2回目の会合には上記に加え、桂坂小学校、大枝中学校両校の校長、教頭にも出席していただきました。

7月5日の自治連定例役員会にて、自治連として事業者へ要望する事項の案を提示し、各自治会長に各自治会へ持ち帰っていただき、意見の集約を図りました。その結果を8月2日の自治連定例役員会にて示し、了解を得て、本文末尾の内容を改めて事業者側に要望いたしました。尚、要望事項のうち、E地区南側に新設される水路橋は当初6m幅の計画であったものが8mに、西側の6m既設水路橋も拡幅により8mになることとなりました。いずれも、京都市としては当該規模の店舗の場合、6mの幅員しか認めないところ、交通安全面を考えての自治連としての事業者との交渉や京都市への多面的アプローチが功を奏し、実現することとなりました。

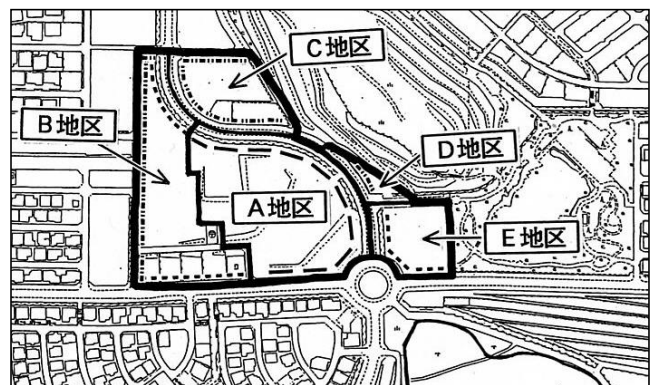
今後の開発造成工事・建築工事や開店後の諸問題につ

いても、各自治会、各種団体の意見を取りまとめ、自治連を窓口として、有効な手立てを講じていくことが重要だと思われま

す。また、これまで、自治連内の各種団体である桂坂景観まちづくり協議会は、上記会合とは別に、京都市市街地景観整備条例にもとづく「桂坂景観づくり協議地区」における協議を4回行い、景観的観点からの交渉を、鋭意、進めています。事業者としては、防犯や交通安全対策を中心とした地元との協議は多々経験があるとのことですが、景観を主体とした協議はほとんどないとのことであり、桂坂住民のまちづくりに対する意識の高さを示すものと言えます。

桂坂センターE地区においては、8月28日以降から仮設準備作業が始まり、9月から11月末までの約3ヶ月間の工期で、「開発造成工事」として、計画地内の造成工事や水路橋拡幅工事・新設工事が行われ、その後、引き続き、来年2～3月頃まで店舗の「建築工事」が行われるとのこと

です。自治連として、工事中における安全対策の徹底を事業者に申し入れています。近くを通られる際は、各自治会員の皆さまにおかれましても、御家族、特に子どもさんたちも含めて、十分にご注意をお願いいたします。



〈京都市策定の西京桂坂地区計画(桂坂センター地区)の  
地区整備計画の図より抜粋〉

### [事業者への要望事項]

#### 1. 防犯、少年補導に関して

ファミリーマートは、24時間営業につき未成年の深夜の溜まり場となり、車両の暴走行為等の問題が発生する可能性がある。また、桂坂公園内における夜間における飲食、花火、騒音などの迷惑行為を誘発する可能性もある。

- 店内照明、駐車場照明等により、全体的に配慮した明るい環境とする。

- 店内はもとより、店舗の裏側、側面、駐車場全体を監視できるような防犯カメラシステムを設置する。
- 店内からの従業員による注意、場合によっては、大枝交番との連携等により十分な防犯対策を実施する。
- 当該店舗は、防犯ステーション的な役割を認識し、桂坂の防犯推進に寄与する。

### 1. 交通安全に関して

車両の出入りに対して歩行者の絶対安全の確保をする。E 地区はロータリー周辺にて、交通渋滞による車両追突事故等の防止対策を十分に講じる必要がある。

- E 地区の出入り口となる水路橋の幅員を、南側、西側の2本ともに8mとする。
- 上記の水路橋上に、歩行者、車いす等のマークを示し、安全対策を施す。
- E 地区への車両の出入りは、南側、西側の両出入り口とも、左折退場、左折入場とする。

### 2. 連携・連絡・協議について

今後、E 地区において起こり得る諸問題について、ユタカファーマシー、ファミリーマート、デイリーカナート・イズミヤ、大枝交番、桂坂小学校、大枝中学校、自治連三役会メンバー及び自治連内の関係各種団体などが、必要な対策、連携、連絡を取るための協議の場を設け、将来にわたり話し合いを継続することとする。

### 3. その他

E 地区周辺は、桂坂小学校児童、大枝中学校生徒の通学路となっており、工事期間中における交通安全対策について、両校や関係者と協議・検討する場を改めて設ける。

-----

## 洛西ふれあいの里保養研修センター跡地の 公募売却（京都市）について

昨年3月末に洛西ふれあいの里保養研修センターが廃止され、跡地売却に向けた公募（平成25年8月28日～平成25年9月27日）が実施されましたが、売却するには至りませんでした。これまでの自治連としての経緯は、当広報紙「桂坂」の173号（2013年6月25日発行）、174号（2013年8月

6日発行）、175号（2013年10月1日発行）をご覧ください。

京都市は、本年8月に昨年度までの「洛西ふれあいの里保養研修センター跡地活用計画検討委員会」を「本市公有財産及び物品条例に基づく委員会」として設置のうえ再開し、改めて売却手続きを進める見通しです。

再公募が行われるのに際しても、昨年度の自治連内に設置されていた「ふれあい会館に関する特別委員会」の答申や自治連役員会での議決等が昨年度の公募と同様に活かされ、「地域コミュニティスペースの確保」などの条件が入れられることが極めて重要です。

京都市へは建物評価額についての疑問も投げかけましたが、売却が良い形でなされ、早期に地域コミュニティスペースが確保されるように京都市と連携を取ってまいりべきことと考えております。

尚、自治連等の要望を受け、昨年度の公募条件に入れられた内容（抜粋）は次のとおりです。

### 公共性・公益性の高い用途での活用

障害者支援施設、総合支援学校及び老人福祉施設が集積していることを踏まえ、これらの地域特性や地域のまちなみ環境と調和し、公共性・公益性が高く、公共の福祉の向上に資する施設整備及び事業を実施すること。

### 地域への配慮

これまで洛西ふれあいの里保養研修センターが、地域コミュニティの拠点として重要な役割を果たしてきた経過を踏まえ、地域住民が集会や介護予防教室等に使用できる独立した区画の多目的スペースを設置するとともに、施設整備及び事業の実施等に当たっては、地域と良好な関係を築くこと。



〈現地写真 2014年8月15日撮影〉